

○岡谷市上下水道事業運営審議会条例

平成 22 年 3 月 18 日

条例第 7 号

(設置)

第 1 条 水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、岡谷市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、水道事業及び下水道事業の経営及び運営に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 水道又は下水道使用者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、建設水道部水道課が行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。